

大学等におけるインターンシップの届出制度 Q & A

(総論)

1. 届出制度はどのような経緯・目的で創設されたのか（何のために届出制度が創設されたのか）

- 平成 29 年 6 月に取りまとめられた「インターンシップの更なる充実に向けて 議論の取まとめ」（インターンシップの推進等に関する調査研究協力者会議）（以下、「取りまとめ」という。）では、正規の教育課程としてのインターンシップに必要な要素を満たしたものについて大学・短期大学・高等専門学校（以下、「大学等」という。）から任意で届出を受け付けるとともに、その内容を公表する制度の検討が盛り込まれている。
- 当該制度により、教育的効果の高いインターンシップを実施していることを社会に向けて広く発信・アピールすることができるとともに、現在、正規の教育課程としてのインターンシップの実施が進んでいない大学等や企業に対しての波及効果も期待できると考えている。

2. 届出の対象となるインターンシップは、「大学等におけるインターンシップの届出制度に関する実施要項」（以下、「実施要項」という。）に定める要素を全て満たす必要があるのか

- 「取りまとめ」では、「学修の深化や学習意欲の喚起、職業意識の醸成等といった、インターンシップの教育的効果を高めるためには、インターンシップを大学等における教育活動の一環として明確に捉えることが必要であり、担当教員の責務のもと、受入れ企業と実習内容・目的等を共有したプログラム設計、事前・事後学習の実施、実習期間中のモニタリング、実習内容に対する適切な評価やフィードバック等が行われることで、学生に対して新たな知識・技術の獲得や学修へのつながり・気付きを与えることができる」とされており、「そのため、大学等の正規の教育課程の中に位置付けて単位認定を行うインターンシップを推進していくことが重要」ということが盛り込まれている。

- その上で、正規の教育課程としてのインターンシップに必要な要素として6項目が挙げられていることから、「実施要項」に定める要素を全て満たす必要がある。

3. 複数の科目（プログラム）を実施している場合、どのように申請するのか

- 科目（プログラム）ごとに申請書を作成し、申請していただきたい。

4. 「実施要項」に定める要素を全て満たすインターンシップを網羅的に申請しなければならないのか

- 本届出制度は、あくまで、正規の教育課程としてのインターンシップに必要な要素を満たしたものについて大学等から任意で届出を受け付け、その内容を公表することで正規の教育課程としてのインターンシップの普及・波及を目的としていることから、「実施要項」に定める要素をすべて満たすものを網羅的に申請しなければならないという性格のものではない。

5. 「実施要項」に定める要素を満たすインターンシップを行っている大学等に対して、何らかの財政支援等があるのか

- 本届出制度は、あくまで、正規の教育課程としてのインターンシップに必要な要素を満たしたものについて大学等から任意で届出を受け付け、その内容を公表することで正規の教育課程としてのインターンシップの普及・波及を目的としていることから、何らかの財政支援等を予定しているものではない。

6. 「実施要項」に定める要素全てを満たしていないインターンシップを行っている大学等には、何らかの不利益等が生じるのか

- 本届出制度は、あくまで、正規の教育課程としてのインターンシップに必要な要素を満たしたものについて大学等から任意で届出を受け付け、その内容を公表することで正規の教育課程としてのインターンシップの普及・波及を目的としていることから、何らかの不利益等が生じるものではない。

- なお、「実施要項」に定める要素を全て満たしたものではないからと言って、その取組を否定するものではなく、各大学等の教育目的や強み・特色に応じた多様な取組が推進されていくことが重要と考えている。

7. 届出制度における「インターンシップ」の定義如何

- 本届出制度における「インターンシップ」は、平成9年9月に、文部省、通商産業省、労働省（いずれも当時）において取りまとめられた「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」で定義している「学生が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」を指している。
- したがって、「実施要項」及び「大学等におけるインターンシップの届出制度に関する申請書（イメージ）」（以下、「申請書」という。）においても、「インターンシップ」は就業体験や実習の部分を指している。（事前事後学習等も踏まえた一連の行程を指しているものではない。）

8. 科目の一部としてインターンシップを実施している場合は対象となるのか

- 「実施要項」に定める要素を全て満たしたインターンシップであれば、本届出制度の対象になる。その場合も、当該科目（プログラム）を一つの単位として申請書を作成し、申請していただきたい。

9. 教育実習や看護実習といった、特定の資格取得に関するものは対象となるのか

- 「実施要項」の「4. 内容（定義）」にあるとおり、本届出制度では、「大学等の正規の教育課程の中に位置付けて単位認定を行うもののうち、特定の資格取得に関係しないもの」を対象としている。

10. 同じ科目でも、企業等によってインターンシップの内容が異なる場合があるが代表例などの記載でも良いか

- 本届出制度は、あくまで、正規の教育課程としてのインターンシップに必要な要素を満たしたものについて大学等から任意で届出を受け付け、その内容を公表することで正規の教育課程としてのインターンシップの普及・波及を目的としていることから、趣旨をご理解いただいた上で、代表的な事例を記載することでも構わない。

11. 以下、各論における根拠を示す資料の提出の必要はあるか

- 各大学等の届出の申請に際しての手間や負担を極力軽減するため、基本的には、シラバスなど既存の資料やそれらが掲載されている大学等のホームページのURL等を記載していただくことを考えている。独立行政法人日本学生支援機構（以下、JASSO）がホームページ上で開設する申請書作成フォームに従い、それらを記載していただきたい。
- 大学等のホームページのURL等を記載することによる根拠の提示が困難な場合は、根拠を示す何らかの資料をJASSOに郵送等により提出していただきたい。

12. 本届出制度に公表されていないと、表彰の制度への応募はできないのか

- 「取りまとめ」では、「届出のあったプログラムの中から選定・表彰する制度について検討し、その取組を広く全国に向けて発信」とあることから、本届出制度に公表されている取組の中から表彰を行うこととしている。

13. 昨年度の届出制度に申請したインターンシップについても、再度申請する必要があるのか

- 昨年度の届出制度に申請していただいたインターンシップは、平成28年度実績に基づき作成していただいたものだが、今回は、平成29年度実績に基づいて申請していただくこととしていることから、例えば科目名等が同じであっても、平成29年度実績に基づき再度申請していただきたい。

(各論：冒頭部分)

14. 「科目名」欄について、インターンシップと、事前・事後学習等が別の科目として行われている場合は、どのように記載すればいいのか

- 7. で示すとおり、「実施要項」及び「申請書」では、「インターンシップ」は就業体験や実習の部分を指していることから、インターンシップに係る科目について申請していただきたい。その上で、事前・事後学習等が別の科目として行われているのであれば、「科目名」欄に当該科目名を併記し申請していただきたい。

15. 「担当教職員名」欄には、担当する教職員全員を記載するのか

- 日頃、インターンシップの運営・実施に携わっている教職員に焦点を当てる観点から設けている項目であり、代表者のみならず、現場で従事している方も記載いただくことが望ましいと考える。(複数可。)

16. 「担当教職員名」欄に記載する者について、教員であれば「教授以上」、職員であれば「課長以上」といったように何らか制限があるか

- 特に制限は設けていないが、日頃、インターンシップの運営・実施に携わっている教職員に焦点を当てる観点から設けている項目であり、一定の役職以上の教職員のみならず、現場で従事している方も記載いただくことが望ましいと考える。(複数可。)

17. 「受講者数」欄には、当該科目を受講した学生数か、もしくはインターンシップを実際に実施した学生数のいずれを記載するのか

- 実施しているインターンシップの規模感を公表する観点から設けている項目であることから、実際にインターンシップを実施した学生数を記載いただきたい。

18. 「受入企業等数」欄には、実際に学生を受入れていただいた企業等数を記載するのか、もしくは実際の受入れには至らなかったが、受入れの意思を示していただいた企業等数のいずれを記載するのか

- 本届出制度により、正規の教育課程としてのインターンシップに必要な要素を満たしたもののについて大学等から任意で届出を受け付け、その内容を公表することで正規の

教育課程としてのインターンシップの普及・波及を目的としていることから、実際の受入れには至らなくても、受入れの意思を示していただいた企業等数を記載していただきたい。

19. 「インターンシップの分類：①長期（概ね1か月以上）インターンシップ」について、たとえば、週2日は企業でのインターンシップ、残りの3日は大学での調査・研究等を1か月間で行う場合は、これに該当するののか

- 本届出制度は、現在、正規の教育課程としてのインターンシップの実施が進んでいない大学等や企業に対しての波及効果も期待できると考えていることから、公表後にそれらの大学等が、一定の分類から参考にするインターンシップを見つけ易いような配慮から設けている項目である。
- 一般的には、長期間のインターンシップでは、短期間のインターンシップに比べ、業種や仕事について深い理解が得られることやより実務的な能力・スキル、経験を積むことができるという特徴があると考えられる。
- 大学等によって、インターンシップの教育目的が異なるので、どのように分類するのが適切か一概には言えないが、申請いただく取組の内容や目的等を踏まえ、期間だけに着目するのではなく、貴学のインターンシップの特色や重視しているものとして、当てはまるものに分類していただきたい。

20. 「インターンシップの分類 ②有給インターンシップ」について、交通費等の支給のみの場合は該当するののか

- 一般的には、有給インターンシップは、就業体験における実務に対する報酬（対価）が伴うインターンシップであり、単に交通費等の実費の支給があることだけでは有給インターンシップとは言えないものとする。

21. 「インターンシップの分類 ⑥低学年（大学1年次～2年次程度）からのインターンシップ」について、大学以外の学校種では、何年次を想定しているのか

- 入学当初は、学生は社会との接点が少ないことから、低学年ではいわゆる短期のインターンシップを実施し、高学年ではインターンシップの中長期化や内容の充実を図

るなど年次に応じたインターンシップの段階的・高度化を図る必要があると考えている。

- ここでいう低学年は、短期大学では1年次、高等専門学校では1年次～2年次程度を想定している。

22. 「インターンシップの分類 ⑧大企業・グローバル企業でのインターンシップ」の大企業・グローバル企業の定義や規模感等について、どのように捉えればいいのか

- 以下(23.)の中小企業の基準を超える企業を「大企業」として取り扱う。
- グローバル企業については、一般的には、拠点となっている国だけでなく、国やマーケットの違いを超えて幅広いニーズに対して商品やサービスを展開する企業のことを指すと考えられおり、本項目においても、そうした企業を広く「グローバル企業」とする。

23. 「インターンシップの分類 ⑨中小企業でのインターンシップ」の中小企業の定義や規模感等について、どのように捉えればいいのか

- 中小企業庁によれば、中小企業者の範囲を以下のように定義しており、届出制度においても、これに準じた取扱いとする。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(出典: 中小企業庁HP)

(各論：①就業体験を伴うものであること)

24. 「就業体験」の定義如何

- 「取りまとめ」では、「就業体験」とは、「仕事の実際を知ることや職業観の育成等のため、企業における業務の従事、課題の解決等を体験すること」と社会の実態に照らし幅広く捉え、例えば、社員の基幹的・補助的業務の一部を経験することや、自社

の課題解決に取り組む体験（ワークショップ、プロジェクト等）等をいう」とされている。

（各論：②正規の教育課程の中に位置付けられていること）

25. 「授業期間中」に大学での調査・研究等の授業を、「休業期間中にインターンシップ」を実施している場合は、どのように記載するのか

- 7. で示すとおり、「実施要項」及び「申請書」では、「インターンシップ」は就業体験や実習の部分の指していることから、当該インターンシップは、「休業期間中に実施している」にチェックしていただきたい。

26. 「付与される単位数」が年次によって異なるが、どのように記載するのか

- 当該項目に記載が困難な場合は、「(記述欄)」に分かるように記載していただきたい。

（各論：③事前・事後学習・モニタリングなど適切な学生指導の時間が設けられていること）

27. 「適切な学修」とは具体的にどのようなものなのか

- インターンシップの実施時期や学問分野等による教育目的などによって何が適切かということは一概には言えないが、大学等の教育内容は、設置の理念やディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーなど大学等によって策定されるべきものだと考えており、特に本届出制度においては、各大学等の教育目的に照らし「適切な学修を実施している」と可能な限り客観的に自ら説明できるようになっているということが重要である。そうした趣旨を踏まえ、申請していただきたい。

28. 「適切なモニタリング」とは、回数も含め、具体的にどのようなものなのか

- インターンシップの実施時期や学問分野等による教育目的などによって何が適切かということは一概には言えないが、27. のとおり、本届出制度においては、各大学等の教育目的に照らし「適切なモニタリングを実施している」と可能な限り客観的に自ら説明できるようになっているということが重要である。そうした趣旨を踏まえ、申請していただきたい。

29. 事前・事後学習は実施しているが、モニタリングは実施していない場合、本項目は「いいえ」となるのか

- 基本的には事前・事後学習もモニタリングも実施していることが望ましいが、本項目の要点は「適切な学生指導の時間が設けられていること」なので、そうした趣旨を踏まえ、申請していただきたい。

30. 全ての学生に対してモニタリングを実施していなければ、本要件には合致しないのか

- 正規の教育課程としてインターンシップを実施し単位認定を行っているのであれば、全ての学生に対してモニタリングを実施していることが望ましい。
- しかしながら、学生数や企業が多い場合には、特定の学生を抽出して特定の期間に実施するなどの工夫もあり得ると考えている。

(各論：④実施後の教育的効果を測定する仕組みが整備されていること)

31. インターンシップの教育的効果を測定する仕組みとは、具体的にどのようなものが適切か

- インターンシップの実施時期や学問分野等による教育目的などによって何が適切かということは一概には言えないが、本届出制度においては、各大学等の教育目的に照らし、「仕組みを整備している」と可能な限り客観的に自ら説明できるようになっているということが重要である。そうした趣旨を踏まえ、申請していただきたい。

(各論：⑤原則としてインターンシップの実施期間が5日間以上であること)

32. たとえば3日間のインターンシップを一つのまとまりとし、それを複数回実施しているなどの場合は、本要件には合致しないのか

- 「取りまとめ」にもあるとおり、インターンシップの実施期間については、「大学等の教育プログラムとして単位認定を行うものであることに鑑みれば、やはり5日間以上の実習期間を担保することが望ましい。また、可能であれば、連続した5日間とするなど、一定期間のまとまりにより職業生活を体験することが有益である」とされていることから、単に3日間のインターンシップを実施しているだけでは、要件に合致

しているとは言えないと考える。

- 一方で、同じく「取りまとめ」では、「例えば、3日間の実習に事前・事後学習を各1日組み合わせ計5日間のプログラムとする」などとされており、様々な工夫もあり得ると考えている。
- いずれにせよ、正規の教育課程としてインターンシップを実施し単位認定を行っているのであれば、各大学等の教育目的に照らし、単位を付与するに相応しい内容であることを可能な限り客観的に自ら説明できるようになっているということが重要である。そうした趣旨を踏まえ、申請していただきたい。

(その他)

33.文部科学省に提出する申請書には、他に関係書類を添付する必要があるか

- 文部科学省に提出する申請書に関しては、JASSOホームページに記載している所定の様式を利用して作成し、申請書のみを郵送等により提出していただきたい。